

第2回委員会での課題内容

【地域状況】

発言者	発言内容	説明																											
伊藤委員	高齢化してくるとコミュニティバスの運行を一番心配している。	<p>・バス利用実績（桑名西医療センター停留所乗降者数）</p> <table border="1" data-bbox="855 363 1798 762"> <thead> <tr> <th>交通機関</th> <th>路線</th> <th>行き先</th> <th>乗降者/日</th> <th>便数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">コミュニティバス</td> <td>東部ルート</td> <td>桑名駅・新西方</td> <td>13.5人</td> <td>10便</td> </tr> <tr> <td>北部ルート</td> <td>桑名駅</td> <td>17.0人</td> <td>8便</td> </tr> <tr> <td>西部北ルート</td> <td>大山田団地</td> <td>7.9人</td> <td>6便</td> </tr> <tr> <td>西部南ルート</td> <td>赤尾台</td> <td>6.9人</td> <td>6便</td> </tr> <tr> <td>三重交通</td> <td>城南線</td> <td>桑名駅</td> <td>3人</td> <td>3便 (休日2便)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 乗降者/日は、コミュニティバス平成24年度、三重交通は平成25年6月実績</p> <p>・コミュニティバス及び三重交通は、桑名西医療センター移転後の運行について、具体的な検討はなされていないが、利用実績は多くない状況にある。また、桑名西医療センター移転後の転回所確保が必要になる。</p> <p>(地元要望)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>跡地利用形態によるバスの廃止又は縮小の回避</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(存続の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① コミュニティバス及び三重交通の各路線、便数現状維持</li> <li>② 桑名駅へのルート及び便数維持</li> <li>③ 高塚町への停留所設置</li> </ul> <p>⇒ 桑名市地域公共交通会議（桑名市）</p> </div>	交通機関	路線	行き先	乗降者/日	便数	コミュニティバス	東部ルート	桑名駅・新西方	13.5人	10便	北部ルート	桑名駅	17.0人	8便	西部北ルート	大山田団地	7.9人	6便	西部南ルート	赤尾台	6.9人	6便	三重交通	城南線	桑名駅	3人	3便 (休日2便)
交通機関	路線		行き先	乗降者/日	便数																								
コミュニティバス	東部ルート		桑名駅・新西方	13.5人	10便																								
	北部ルート		桑名駅	17.0人	8便																								
	西部北ルート	大山田団地	7.9人	6便																									
	西部南ルート	赤尾台	6.9人	6便																									
三重交通	城南線	桑名駅	3人	3便 (休日2便)																									
水谷委員	高塚町も北別所も交通の便が悪く、西医療センターがあってこそバスが来る。																												
岡田委員 (文書)	跡地の利用形態によって廃止又は縮小されないように																												
丸山委員長	重要な課題のひとつであり、どういう形で残してほしいのか方向性を出したほうが望ましいので、順次検討していきたい。																												

【建物関係】

発言者	発言内容	説明										
伊藤委員	耐震性がない公の建物を壊す期限があるのか	<p>① 平成25年11月25日に改正施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で、不特定多数の者が利用する建築物（病院、店舗、旅館等）については、平成27年末までの耐震診断と結果報告が義務化された。</p> <p>② 法律では、耐震改修についての義務は課されていないが、診断義務化と公表により利用者の選択に影響する。</p>										
水谷委員	第二種中高層での高さ制限は、病院などの施設の高さ制限は	<p>① 用途制限の概要</p> <table border="1" data-bbox="855 606 1742 855"> <thead> <tr> <th data-bbox="855 606 1234 657">用途</th> <th data-bbox="1234 606 1742 657">制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="855 657 1234 708">住宅、共同住宅等</td> <td data-bbox="1234 657 1742 708"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 708 1234 759">店舗</td> <td data-bbox="1234 708 1742 759">床面積 1,500 m<sup>2</sup>以下、2階以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 759 1234 810">事務所</td> <td data-bbox="1234 759 1742 810">床面積 1,500 m<sup>2</sup>以下、2階以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 810 1234 855">公共施設、病院、学校等</td> <td data-bbox="1234 810 1742 855"></td> </tr> </tbody> </table> <p>・建蔽率 60%      ・容積率 200%</p> <p>② 高さ制限 ⇒ 高さ制限なし</p> <p>③ 日影規制等</p>	用途	制限	住宅、共同住宅等		店舗	床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以下、2階以下	事務所	床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以下、2階以下	公共施設、病院、学校等	
用途	制限											
住宅、共同住宅等												
店舗	床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以下、2階以下											
事務所	床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以下、2階以下											
公共施設、病院、学校等												

【日影規制の概要】

用途地域	規制される建築物	平均地盤面からの高さ	規制される日影時間	
			敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲 下図：(A)	敷地境界線からの10mを超える範囲 下図：(B)
第二種中高層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	4m	4時間以上	2.5時間以上

※ 冬至日における、午前8時から午後4時までに生じる日影

